



「金武町子育て激励金」について

●内容

「金武町子育て激励金」は、平成 18 年より新たに町民となった出生児がすこやかに成長することを願い、出生児の保護者に対して、経済的な負担軽減を図り、児童福祉の向上に寄与するものです。

●支給の対象者及び条件は？

※令和 2 年 4 月 1 日以降に生まれた赤ちゃんに適用し、かつ下記の条件を満たしている方

- ①赤ちゃんの**両親**（母子・父子家庭においては母または父）またはその赤ちゃんを特別な理由により養育している者
- ②**両親ともに**、赤ちゃんが誕生した日の**90 日以上前**から金武町に**居住し**、**出生後も引き続き**赤ちゃんとともに金武町に居住し、**乳児健診**（前期・後期）を**受診**している者
- ③ ①及び②の該当者と同じ世帯に住む方（全員）に申請の時点で以下の項目に滞納のないこと
 - ・町税
 - ・町立幼稚園の保育料及び給食費
 - ・介護保険料
 - ・町立小学校及び中学校の給食費
 - ・国民健康保険税
 - ・上下水道料（※必要書類あり。下記記載）
 - ・町立認定こども園の保育料
 - ・町営住宅の家賃 等

●支給される金額は？

子育て激励金の支給金額は、1 人につき 10 万円です

●申請のときに持参するものは？

- ①住民票謄本
- ②納税証明書（住居をともにし、15 歳以上の方で学生でない方については全員分必要です）
※複数世帯で水道メーターを共同使用している場合は、世帯が別でも全員分の納税証明書が必要になる場合があります
- ③水道料金支払い確認のため検針票もしくは水道料金納入通知書（支払者の名義確認をします）
- ④印鑑（認め印可）
- ⑤振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるもの。（赤ちゃんの口座への振込は不可）
※①、②は役場 住民生活課（手数料がです）にて発行しています

●どこへ提出ですか？

金武町総合保健福祉センターにて受け付けています

●申請の期限はいつまでですか？

赤ちゃんが乳児健診受診後で 1 歳の誕生日～2 歳になる前日までの 1 年間



お問い合わせ

金武町総合保健福祉センター

NTT 968-5932 有線電話 8-5932